

「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護」

利用契約書

令和 年 月 日

(有) グッドライフ

デイサービスセンター アウル

- 5 事業者は、通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して通所介護計画書に基づき、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排泄等の介護、養護、健康管理、日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

事業者は、介護保険対象外サービスとして、事業所において、利用者に対して、食事を提供するものとします。

- 2 事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- 一 契約者が選定する特別な食事の提供
- 二 事業者が定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事

- 3 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

- 4 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（利用者への説明）

事業者は、本契約との合意に基づいて契約者に対して行なうのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行なうように努めます。

- 2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行なわれる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行なうよう努めるものとします。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1～3割）を事業者に支払うものとします。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

- 2 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

- 3 前項の他、契約者及び利用者は食事に係る費用（食材料費、おやつ代、光熱費等を含む700円）と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。

- 4 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金は一月毎にまとめて請求書を発行させていただきます。毎月15日までに指定の銀行にお振込み下さいますようお願い申し上げます。

第8条（利用日の中止・変更・追加）

契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

第9条（利用料金の変更）

第7条第1項に定めるサービス利用料金及び第3項に定める食材料費について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金（食材料費を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、有償にて複写物を交付するものとします。
- 4 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 11 条（守秘義務等）

事業者及びサービス従事者又は従業員は、通所介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前 2 項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 退職者等が、正当な理由なく、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じています。

第四章 契約者及び利用者の義務

第 12 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者又は利用者は事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 13 条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

- 二 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとしてします。

第六章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとしてします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 17 条から第 18 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 17 条（契約者からの中途解約等）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとしてします。

- 2 契約者は、第 8 条第 3 項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が第 1 項の通知を行わずに、利用者がサービスの利用を中止した場合には、事業者は契約者の解約の意思を確認するものとしてします。
- 4 前項において、契約者が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとしてします。
- 5 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、その変更された日をもって、本契約は解約されたものとしてします。

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者または契約者・ご家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。

第 20 条（精算）

第 16 条により本契約が終了した場合において、契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 12 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 21 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等、身分を明らかにした者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 22 条（事故発生時の対応）

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

※附則 本契約は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとする。

令和 年 月 日

事業者 住 所 北海道伊達市舟岡町 3 3 7 - 1
事業者名 有限会社 グ ッ ド ラ イ フ
代表者氏名 代表取締役 宮 崎 直 人

契約者 住 所
氏 名 印

